

# 第17期 第9回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年4月27日(火) 午後1時30分～午後2時25分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第4会議室

3 出席農業委員 ( 8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 ( 0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨 班 長: 赤嶺 文隆

主 査: 仲宗根 翔 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

4番 當間 康由 委員 ・ 6番 金城 朝之 委員

7 付議すべき案件

報告第 43 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 44 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 45 号 現況証明願について

報告第 46 号 農地法許可の取消し願について

報告第 47 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 48 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第	49	号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第	22	号	下限面積の設定について
議案第	23	号	非農地証明願について
議案第	24	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	25	号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第	26	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	27	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	7	号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
協議第	8	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

## 8. 会議の内容

議長 皆さん、こんにちは。定刻の1時30分になりましたので、第17期豊見城市農業委員会第9回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。  
会期は、本日1日限りといたします。  
本日の出席委員は8名中8名で、全委員出席です。豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。  
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の當間康由委員と第6番委員の金城朝之委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査を指名いたします。  
これより報告案件に入ります。はじめに報告第43号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の2ページをお開きください。  
報告第43号「農地転用後の利用状況の報告について」、3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第43号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第44号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の4ページをお開きください。  
報告第44号「転用許可に係る工事の完了報告について」、4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第44号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

して質疑をお願いいたします。  
特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 45 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。  
報告第 45 号「現況証明願について」、2 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 45 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手  
してお願いいたします。  
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 46 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。  
報告第 46 号「農地法許可申請の取消し願について」、2 件ございました。内  
容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 46 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手  
してお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 47 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。  
報告第 47 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ご  
ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたので、ご報告いた

します。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 47 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 48 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。  
報告第 48 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 48 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。  
ここも特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に報告第 49 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 14 ページをお開きください。  
報告第 49 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、4 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告いたします。  
以上です。

議長 ただいまの報告第 49 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 次に議案審議に入ります。  
議案第 22 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 22 号「下限面積の設定について」、ご説明いたします。  
お手元の議案書の 15 ページをご覧くださいと思います。  
下限面積について、農業委員会は毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議し、その結果をホームページ等で公表することになっておりますので、毎年度 4 月に提案しております。そこで今年度も同じように下限面積は 30 a ということでご提案したいと思います。  
設定の方針としまして、次の 16 ページをご覧くださいと思います。方針としましては、農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用し、下限面積（別段の面積）は現行の 30 a とする。  
理由としましては、(1)豊見城市内には相当程度の遊休農地があると考えられること。(2)豊見城市の状況から見て、30 a 程度の耕作面積を有する農家等の数が増加しても、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと考えられること。  
(1)及び(2)より、本市内の農地等の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から見て、新規就農を促進するためには、現行の 30 a を下限面積（別段の面積）とすることが適当と考えられるため本案を提案いたします。  
説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。議案第 22 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

4 番委員 30 a ですが、よその市町村は特に変わりはないんですか。よその市町村も変えることはないんですか。

事務局 ほかの市町村が変えているかどうか、調査はまだしていませんけれども、例えば糸満市さんであれば 40 a ということで、ただし変えるにしろ変えないにしろ、毎年度審議して、そのままで行くか、改めるかというのを各市町村はやらないといけませんので、その審議はやっていると思います。豊見城市の場合はそのまま 30 a で変更なしで行きますということで、改正したにしろ、改正しなかったにしろ、毎年度公表することにはなっております。以上でございます。

4 番委員 ありがとうございます。

議長	<p>ほかにいらっしゃいませんか。 これより採決に移ってよろしいでしょうか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>議案第 22 号について、今年度の農地の下限面積を 30 a とすることにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第 22 号「下限面積の設定について」は、今年度の農地の下限面積を 30 a とすることに決定しました。 次に議案第 23 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 23 号「非農地証明願いについて」、去った 4 月 19 日に上原啓一委員、金城敏満委員、浜本事務局長、上江洲主査の 4 名で現場を調査し、協議を行ってございます。 はじめに、整理番号 1 番の調査状況について、上原啓一委員のほうからご説明をよろしくお願ひします。</p>
2 番委員	<p>それでは整理番号 1 番について説明します。議案書 22 ページをお開きください。 願ひ出のあつた土地は、饒波饒波原 126 番 1、面積は 906 m<sup>2</sup>となっております。調査年月日及び調査員は、事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「その他」、立入困難なため確認ができなかったためです。土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。 調査員の意見としまして、「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えます。このことから、願ひ出地は議案書 23 ページ、「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。</p>
事務局	<p>次に整理番号 2 番の調査状況について、金城敏満委員のほうからご説明をよろしくお願ひします。</p>
3 番委員	<p>次に整理番号 2 番について説明します。議案書の 27 ページをお開きください。</p>

願い出のあった土地は、嘉数後原 282 番、面積は 1,165 ㎡となっております。調査年月日及び調査員は、事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「その他」、立入困難なため確認ができなかったためです。土質等は「ジャーガル」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは高い、雑草は立入困難なため不明」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。

調査員の意見としまして、「20 年以上前から原野の様相を呈しており、土地の位置、周辺地域の状況から今後も農地への復元・利用は困難であり、適当でない」と考えます。このことから、願い出地は議案書 28 ページ、「非農地判断基準」の②に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

議案第 23 号について、説明は以上です。

議長

上原啓一委員、金城敏満委員、調査状況の説明、大変ありがとうございました。議案第 23 号について、1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番について、現地確認調査書は上原啓一委員の説明のとおりとし、非農地証明は、証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については、上原啓一委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 2 番について、現地確認調査書は金城敏満委員の説明のとおりとし、



非農地証明は、証明相当とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については、金城敏満委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。  
次に議案第 24 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。  
では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 24 号について説明いたします。議案書の 30 ページをお開きください。  
議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。  
整理番号 1 番につきまして、議案書の 32 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字保栄茂後原 943 番 3、951 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可相当ではないかと思われまます。  
次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。申請のありました、豊見城市字保栄茂赤幸原 978 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われまます。  
なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び、既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。  
調査結果について、大城委員から報告をお願いします。

大城推進委員 それでは、令和 3 年 4 月 20 日に行いました現地調査の結果について報告します。  
整理番号 1 番について、申請地を効率的に利用できることを確認しました。  
整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用していることを確認しました。  
以上です。

議長 事務局の説明と農地利用最適化推進委員の大城空委員の報告が終わりました。  
これより審議に入ります。  
議案第 24 号については、1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

2 番委員 従事日数 300 日ですが、職業は自営業になっています。農業できるのでしょうか。

事務局 今回の譲受人である當間さんですが、現在、新規就農で農林水産課のほうに今年度エントリーしたいということでお話がありまして、現在、ほかの方のところについて半年、農業の技術を学んでいるということで、今回畑も貸してもらえということだったので、3 条申請で出してもらっています。これからは農業を専業にしてやっていきたいと話していました。

議長 よろしいですか、上原委員。

2 番委員 そうであれば、契約期間を 3 年とかではなくて、頑張ってもらうためにもうちよっと長くてもよかったのではないかなと思うんですが。3 条なので自動更新だから大丈夫だな。

事務局 そうですね。

2 番委員 以上です。

議長 ほかにいらっしゃいませんか。

(進行の声あり)

議長 これより採決いたします。整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に議案第 25 号について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 36 ページをお開きください。

議案第 25 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、45 ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在は名嘉地南ヌ原 259 番 2。転用目的は駐車場兼展示場。譲渡人から譲受人へ賃借権を設定する一時転用計画となっておりました。変更内容としましては、転用目的や所在等について変更はありませんが、所要面積を 909 m<sup>2</sup>のうち 864 m<sup>2</sup>から全体の 909 m<sup>2</sup>へ拡大するという内容になっております。当該申請につきましては、各判断基準には該当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。

議案第 25 号について、説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第 25 号について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第 25 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 25 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。  
次に議案第 26 号について審議いたします。事務局の説明をよろしく願いいたします。

事務局 それでは議案書の 47 ページをお開きください。  
議案第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。  
整理番号 1 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 516 番 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
続いて、現地調査の結果をご報告いたします。  
整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については、ブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。  
議案第 26 号について、説明は以上です。

議長 事務局の議案説明が終わりました。これより審議に入ります。  
委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。  
質疑はないでしょうか。

(はいの声あり)

議長 質疑なしと認めます。これより採決に移ります。  
議案第 26 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、議案第 26 号は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

事務局

次に議案第 27 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

それでは議案書の 54 ページをお開きください。

議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、4 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、60 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波東原 275 番 4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、67 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 843 番 76。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波東原 277 番 1。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、77 ページをお開きください。申請のあった土地は、名嘉地南又ヌ原 259 番 2。転用目的は駐車場兼展示場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。なお、本件は議案第 25 号「農地転用事業計画変更承認申請について」でありました申請地となっており、所要面積の変更に伴う申請となっています。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと長嶺幼稚園と長嶺小学校です）が設置された農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと長嶺幼稚園と長嶺小学校です）が設置された農地です。現在は休耕状態で雑草が繁茂してい

る状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地 I C の出入口から概ね 300 m 以内の区域にある農地です。現場は既に駐車場として利用していることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については、既存ブロック塀及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 27 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 27 号は 1 件ずつ審議いたします。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたしました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をし  
て質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をし  
てお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、協議第 7 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

皆さん、こんにちは。赤嶺です。議案書の 78 ページから 89 ページまで説明したいと思います。

協議第 7 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」説明します。

この活動の点検・評価及び活動計画（案）は、農林水産省経営局農地政策課長からの通知によって実施するものです。農業委員会事務の実施状況等の公表については、この通知の中で農業委員会の活動の点検・評価、それと次年度の活動計画について作成して、公表の上、国に報告することになっております。

それでは議案書の 79 ページをお願いします。ここでは令和 2 年度の農業委員会活動の点検と評価に当たるものでございます。農業の内容につきましては、農林業センサスと令和 2 年 3 月 31 日現在の農地利用状況の調査結果の数字を引用しております。

次に 80 ページをお願いします。ここでは担い手への農地の利用集積・集約化でございます。これは令和 2 年度までの累計となっております。現状としては、令和 2 年 3 月現在で集積面積が 55.2ha でございます。管内の農地面積が 268ha となっておりますので、集積率は 20.6%となっております。

次に 81 ページをお開きください。ここでは新たに農業経営を営もうとする者

の参入促進についての項目でございます。令和2年度の新規就農への参入者は、5経営体でございました。その新規参入者の取得した農地面積は1.05haとなっております。令和2年度当初の目標の6経営体に対して、実績が5経営体となっておりますので、達成状況としては83.3%となっております。当初の参入目標面積は1.8haを掲げておりましたが、実績が1.05haでございましたので、達成状況としては58.3%という形となっております。

次に82ページをご覧ください。ここでは遊休農地に関する措置に関する評価でございます。現状としましては、令和2年3月現在で管内の農地面積が306.9ha、遊休農地面積が38.9haでしたので、割合としては12.7%が遊休農地となっております。令和2年度当初の解消目標は3.2haを掲げておりました。

ところが実際の解消実績はマイナス10.1haとなっておりますので、達成状況はマイナス315.6%と残念な結果となっております。次からの項目について、目標達成に向けた活動としましては、以下に書かれているとおりでございます。

次に83ページをお願いいたします。ここでは違反転用への適正な対応。令和2年3月現在で違反転用が16.3haありました。令和2年度で0.96haの違反転用が解消されて、実績として今現在15.3haの違反転用の面積となっております。

次に84ページをお願いいたします。こちらでは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。令和2年度は、令和2年4月から令和3年3月までの農地法第3条に基づく許可事務が60件ございました。うち許可が60件、不許可はゼロという形になります。次に2の農地転用に関する事務、これも令和2年4月から令和3年3月までの農地法第4条、第5条の転用の許可に関する処理件数が64件でございました。

次に85ページをご覧ください。ここでは農地所有適格法人からの報告への対応でございます。現在、管内の農地所有適格法人数は2件です。うち報告書提出農地所有適格法人数が1件で、報告の督促を行った農地所有適格法人数が1件となっております。次に情報の提供等に関する欄では、調査対象賃貸借件数が42件でございます。内訳としましては、3条許可が26件、農地利用集積が16件となっております。次に農地の権利移動等の状況把握として、農地の権利移動があった件数が、農地法第3条と第5条及び農地利用集積に関するもので全部で168件ございました。

次に87ページをお願いいたします。ここからは令和3年度の活動計画という形になります。令和3年3月31日現在の概要は、記載のとおりとなっております。

次に88ページ、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、現状及び課題はここに書かれているとおりです。令和3年度の目標及び活動計画として、新規に5haの農地の利用集積を進めて、令和3年度末には64.8haの利用



集積を達成したいと考えております。次に新規参入の促進につきましては、令和3年度の目標としまして6経営体の参入を設定しております。

次に89ページでございます。2番目の令和3年度の目標と活動計画といたしまして、遊休農地の解消面積4.3ha、遊休農地面積を解消していきたいと考えております。目標の設定の考え方といたしましては、豊見城市農地利用最適化推進の指針の中で4.3haの遊休地の解消面積を目標としておりましたので、その数値を計上しております。次に違反転用への適正な対応という形で、こちらにつきましては特に面積を挙げてはおりません。活動計画といたしましては、農業委員及び事務局職員で現場調査を行って状況を把握した上で、無断転用とか違反転用があれば所有者に対して原状回復を求め、適正に農地法の手続を行うよう指導していきたいと思っております。あまりにも悪質な場合は、沖縄県と調整して厳しく対応していきたいと考えております。

以上が令和2年度の点検・評価、それから令和3年度の活動計画でございます。この内容でよろしければ、1か月間ホームページで公表いたしまして、その後の経緯を踏まえた上で沖縄県を通して、国のほうに報告をしていきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

質疑なしと認めます。これより採決します。

協議第7号については、事務局提案の内容で1か月間公表した後に、公表結果を含めて国へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第7号については、事務局提案の内容で1か月間公表した後に、公表結果を含めて国へ報告することに決定しました。次に協議第8号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の91ページをご覧ください。

豊経建農第46号、令和3年4月16日付の豊見城市長山川仁より豊見城農業委

員会会長殿ということで、農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について照会が来ております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、別添（案）のとおり「農地利利用集積計画」を作成したいので貴委員会の意見を求めるものでございます。

92 ページの計画案の詳細につきましては、主管課であります農林水産課のほうから説明をいたしますので、よろしくをお願いします。

議長 お願いいたします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班の大城です。今年度もまたよろしくをお願いします。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 2 件ございますので、説明したいと思えます。

資料の 94 ページをお願いいたします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は翁長 423 番 2 で、面積は 932 ㎡、設定する利用権は賃貸借権、存続期間は公告日から令和 8 年 4 月 30 日となっております。借賃については、年額 5 万円を毎年 4 月末までに口座振込することとなっております。

続きまして、資料 96 ページをお願いいたします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は渡嘉敷 479 番・636 ㎡、480 番 1・610 ㎡で、面積計 1,246 ㎡、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 9 年 4 月 30 日となっております。借賃については、年額 12 万円を毎年 5 月末までに口座振込することとなっております。

以上です。

議長 協議第 8 号について説明が終わりました。協議第 8 号については、1 件ずつ審議します。

はじめに、番号 R3-1 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてお願いたします。

4 番委員 どちらも新規就農の方々になりますか。

農林水産課 まず、R3-1 に関してですが、令和 2 年度の新規就農認定者で、ちょっと規模の拡大を図りたいという申請となっております。

議長 當間委員、よろしいですか。

4 番委員

はい、終わります。

議長

ほかにいらっしゃいませんか。

これより採決します。

番号 R3-1 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R3-1 については、豊見城市長に対して適正であると回答することに決定しました。

次に、番号 R3-2 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

4 番委員

2 人目の方は新規就農の方でしょうか。

農林水産課

今、住所は大阪のほうにございますが、権利設定がうまくいけば、豊見城市へ移住して、また栽培もうまくいくようであれば、農業法人を立ち上げていきたいと伺っております。

議長

よろしいですか。

4 番委員

はい。

議長

ほかにいらっしゃいませんか。

これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

番号 R3-2 については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、番号 R3-2 については、豊見城市長に対して適正

であると回答することに決定しました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和3年4月27日(火)

午後2時25分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



4番委員

堂岡 厚



6番委員

金城 朝之

